

## 居住地特例による現住所地の表記についての取り扱い

居住地特例の取り扱いにより、現在手帳の現住所欄に「援護地の住所」を表記していますが、施設入所されている方から住民登録の住所地である施設住所を表記できないかとの改善要望がありました。

については、要望の趣旨や他県の状況等も参考に検討を行った結果、手帳の「現住所」欄の表記について今後は下記のとおり取り扱うことに変更しました。

### 記

1. 住民登録の住所地である施設住所の表記を希望する手帳所持者から、別紙の「居住地特例による現住所地表記変更申請書」が提出された場合に市町村で変更処理をする。

なお、変更処理後、別紙様式により県知事あてに進達してください。

2. 手帳の現住所欄に、「援護地の住所」と「住民登録の住所」（施設住所）を併記する。
3. この「住民登録の住所」（施設住所）の表記は便宜的な処置であり、身体障害者交付台帳（身障システム）は「援護地の住所」で管理をする。

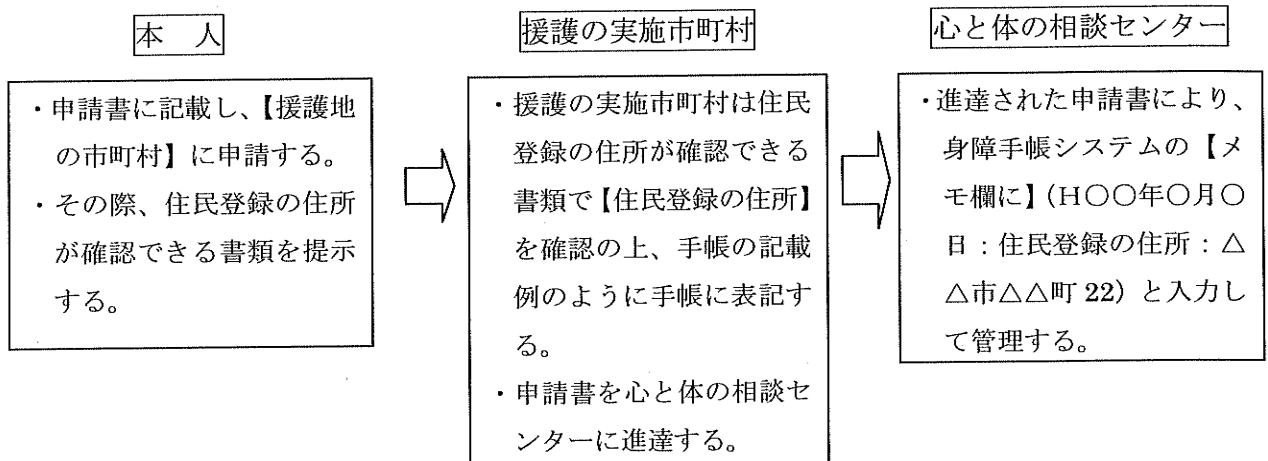
従って、更生台帳は「援護地の住所」として表記されている市町村で管理することになります。

4. 具体的な事務処理の流れや、手帳への表記方法については、別紙の「申請の流れと手帳の記載方法」を参照してください。

(別紙)

## 申請の流れと手帳の記載方法

### 1. 申請等の手続きの流れ



### 2. 身体障害者手帳への記載方法

- ・【援護地の住所】及び【住民登録の住所】の語句のみ朱書きで記載する。
- ・住所は朱書きにはしない。
- ・【住民登録の住所】の福祉事務所長又は町村長印欄は、【援護地の住所】の福祉事務所長又は町村長の印を押す。

本人の欄		
本籍 島根県		
現住所	転入年月日	福祉事務所長 又は町村長印
援護地の住所 〇〇市〇〇町 11		
住民登録の住所 △△市△△町 22		

3. 本人が施設等を退所し、援護地が変更となる場合は、【身体障害者居住地等変更届】を提出する。

居住地特例による現住所の表記申請書

年 月 日

島根県知事 様

氏 名

生年月日 年 月 日

下記のとおり、身体障害者手帳に現住所（住民登録の住所）の表記をお願いします。  
住民登録の住所（施設等の住所）

援護地の住所（手帳上の現住所）

既交付の身体障害者手帳の記載内容

手帳番号	交付年月日	障害名	等級	児童との続柄	備考
第 県号 第 号	年 月 日		級 種		

第 号  
平成 年 月 日

島根県知事 様

長 印

上記のとおり居住地特例による現住所地表記変更申請があり、身体障害者手帳の記載事項の変更処理（ 年 月 日）をいたしましたので、通知します。